

第 1 節 薬局の機能推進対策

【基本計画】

- 調剤薬局が「医療提供施設」に位置づけられたことにより、調剤を中心とする医薬品等の供給・情報拠点としての役割をこれまで以上に推進します。
- 薬局機能に関する情報を積極的に開示するよう推進します。
- 薬局における安全管理体制等の整備の推進を図っていきます。

【現状と課題】

現 状

- 休日・夜間の調剤応需及び医薬品の供給に地域格差があり十分ではありません。
- 在宅医療に関わる薬局の環境整備が十分ではありません。
- 薬局許可件数に対し麻薬小売業許可件数は、年々増加傾向にあります。また55%程度です。(平成21年度末現在)
- 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用のための業務手順書が作成されていますが、従事者に対する周知徹底が十分とはいえません。
- 医薬品に対する相談が増加する中、適切な情報提供や相談応需のための配慮が十分でない薬局があります。
- お薬手帳の普及は年々進んでいますが、まだ十分ではありません。
- 妊娠・授乳中の薬物投与に関する薬局薬剤師の取り組みは年々進んでおりますが、まだ十分ではありません。

課 題

- 医療圏あるいは地区ごとに薬局が連携し休日・夜間における調剤医薬品等の供給体制を構築する必要があります。
- 在宅医療を行う診療所や訪問看護ステーション・居宅介護支援所等と連携し、訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導業務を通じて在宅医療に積極的に取り組む必要があります。
- 緩和ケア医療への貢献として、麻薬小売業許可を取得し、医療用麻薬を供給しやすい環境整備を図る必要があります。
- 安全管理体制等の整備を支援する必要があります。
- 愛知県薬剤師会等との連携によりインターネット等により情報を得ることができる環境整備を行い患者のプライバシーを配慮しつつ最新・最適な情報提供に取り組む必要があります。
- 複数医療機関受診、転居時等のためお薬手帳を普及させる必要があります。
- 妊娠・授乳中の薬物投与に関する薬局薬剤師の取り組みや体制づくりを支援します。

【今後の方策】

- 医療連携体制整備に向けて薬局が積極的に参画し、休日・夜間における医薬品等の供給を行う体制整備の促進を図るよう支援します。
- 在宅医療や緩和ケア医療に薬局が積極的に参画できるよう支援します。
- 消費者向け講習会やお薬手帳の普及に積極的に取り組みます。
- 妊娠・授乳中の薬物投与に関する薬局薬剤師の取り組みや体制づくりを支援します。

第2節 医薬分業の推進対策

【基本計画】

- 「かかりつけ薬局」を育成し、地域住民に対する医薬分業の普及啓発をします。
- 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と相互に連携し、より質の高い医薬分業を推進します。
- 医薬分業を推進し、医薬分業率を向上させることを目標とします。
- 薬事情報システムを整備します。

【現状と課題】

現 状

- 1 保険薬局、基準薬局等の状況
 - 処方せんによる調剤ができる薬局は、平成22年3月末現在で圏域内279施設となっています。(表1-4-1)
- 2 地域住民への医薬分業の普及啓発活動
 - 愛知県内と当医療圏の医薬分業を比較すると、全県が55.2%、当医療圏は58.6%で若干高くなっています。(表10-2-1)
 - 患者が選択する医薬品の幅が広がるという観点から、代替調剤が一部で採用されています。
- 3 医療機関の院外処方せん取扱い状況
 - 院外処方せんの増加に対して、「かかりつけ薬局」として認識され、機能している薬局が少ない状況です。
- 4 薬剤師の研修体制
 - 県及び地区薬剤師会は、医療需要と社会的要請に応じるため、薬剤師の生涯にわたる研修を実施しています。

課 題

- 面分業に対応するためにはさらに多くの調剤薬局（特に基準薬局）が必要であり、その整備を進める必要があります。
- 処方せん応需体制を整備するためには地域における医薬品供給及び薬事情報収集のために地区薬剤師会単位での対応が必要です。
- 地域住民への医薬分業の普及啓発のために、地域の健康講座、健康まつり、健康展等の機会をとらえ、住民に対し「医薬分業のメリットを更に多くの住民に理解してもらう必要があります。
- 在宅医療を必要としている患者に対する「かかりつけ薬局」を推進する必要があります。
- 調剤過誤等、医薬分業における事故の防止対策が必要です。
- 薬剤師には、より新しい医学、薬学の知識の習得、技術の研鑽が求められています。

【今後の方策】

- 医薬分業推進のために、医療機関等と薬剤師会の院外処方せんにおける協議を推進します。
- かかりつけ薬局の育成のために、薬局業務運営ガイドラインを周知・普及し、併せて調剤用医薬品の備蓄体制及び夜間を含めた処方せん受入れ対策を整備促進します。
- 調剤過誤等の防止のために、薬局で発生した調剤過誤等の事例を収集し、原因究明を行い、防止対策について検討し、薬局薬剤師への周知を図ります。
- 医薬分業を正しく理解するために地域でのイベントにおいて広報啓発を実施し、併せて「薬と健康の週間」の期間において普及啓発を実施します。

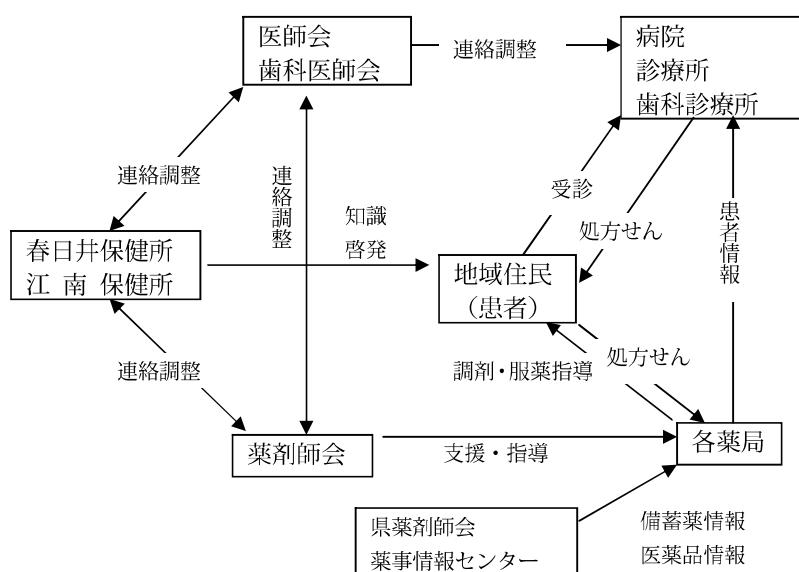
表10-2-1 医薬分業率の推移

(単位は%)

	圏 域	愛知県	全 国
平成17年度	48.6	48.5	54.1
平成18年度	53.7	51.4	55.8
平成19年度	55.5	53.2	57.2
平成20年度	56.3	53.7	59.1
平成21年度	58.6	55.2	62.1

資料：平成22年3月 社会保険支払基金調べ。但し、「全国」については、日本薬剤師会調べ。(平成21年度の「全国」は平成22年1月調剤分)

医薬分業推進事業の体系図



体系図の説明

- 患者を中心とした医薬分業を推進します。
- 医療圏の分業は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等が中心になって推進します。
- 春日井保健所及び江南保健所は、地区三師会等と相互に連携して推進します。
- 住民への医薬分業に関する情報提供及び知識啓発は、保健所が中心になって実施します。